

春日部市の
まちをつくるルール

わたしたちにもわかる 自治基本条例

春日部市自治基本条例 前文

わたしたちは、ふるさと春日部に愛着と誇りを持ち、
こどもたちの健やかな成長とこのまちの発展を願って、
すべての市民が尊重され、安心して幸せに暮らせるまち
をつくっていきます。

この思いをまちづくりにつなげるため、わたしたち一人
ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、人と人との
つながりを大切にしながら、新しい自治のあり方を創
造していかなければなりません。

こうした理解のもと、わたしたちは、共に考え、共に協
力し、共に行動してまちづくりを推進し、住んでみたい、
住み続けたいと思える魅力あるまちを築き、次の世代に
引き継いでいくため、ここに、この条例を定めます。



「自治」ってなんだろう？

春日部市自治基本条例について知るために、まずは「自治」という言葉について話し合いました。



「『自治』って、聞いたことがないけど、『自ら治める』って書くよね。どんな意味なんだろう。」



「家でも学校でも、自分でできることは自分でやるのが大切だよ。それと同じことかな？」



「学級会はクラスで進めているし、地域のゴミ拾いは町会の人たちと一緒にやっているよ。春日部市の政治も、春日部市ができることは、春日部市がやるのが大切なんじゃないかな。」



「そうですね。自治とは、『自分たちのまちを自分たちでつくる』ということです。春日部市も、これまで以上に『自ら治める』まちづくりを進めていく必要があります。」

●地方分権とは●

平成12年に国の法律が変わって、地方分権の時代になりました。

地方分権とは、国に集中している権限や財源を地方自治体（市町村や県）に移し、住民に身近な地方自治体が自らの^{せんたく}選択と責任で物事を決定し、まちの特色をいかしたまちづくりを進めることです。

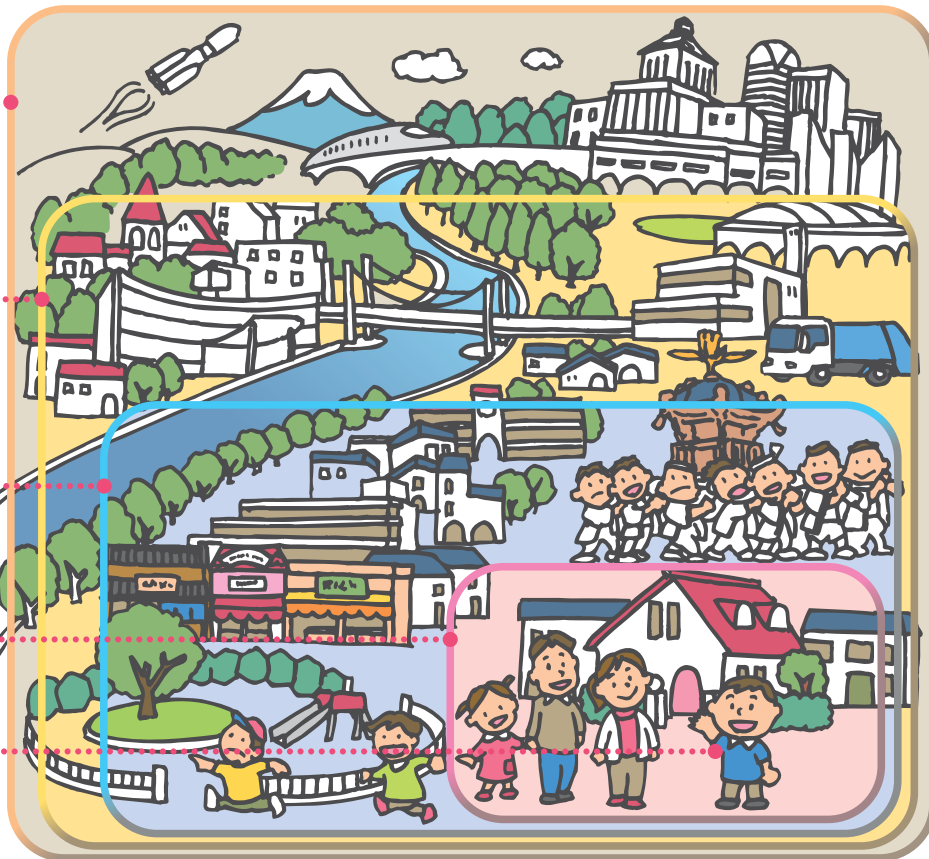
●国がやること

●春日部市でできることは、春日部市でやる

●地域でできることは、地域でやる

●家庭でできることは、家庭でやる

●自分でできることは、自分でやる



もっとよいまちにするために

「自分たちのまちを自分たちでつくる」ためには、
なにが必要か話し合いました。



「『自分たちのまちを自分たちでつくる』ためには、まちのみんなが協力しないといけないと思います。」



「でも、まちには、生活したり働いたりするいろいろな人がいるけど、それぞれに思いや考えが違ふんじゃないかな。」



「ぼくたちのクラスでは意見が分かれたとき、学級会を開いて話し合うことにしているよ。」

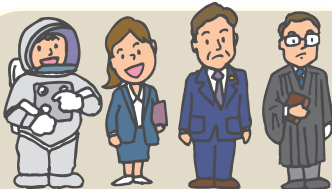


「みんなが協力して春日部市をもっとよいまちにするためには「共通のルール」が必要ですね。それが『春日部市自治基本条例』です。」

●自治基本条例●

「自治体の憲法」とも言われ、地方自治体の条例の最も基本となる条例です。

春日部市では、平成20年から検討をはじめ、平成21年12月に春日部市議会で可決・制定されました。(平成22年4月から実施)



日本国憲法
●国民主権
●国民の権利と義務

●日本のルール



春日部市自治基本条例
●市民の権利、役割と責務
●議会、市役所の役割と責務
●市民参加などのルール

●春日部市のルール



●ごみの捨て方
●町会・自治会のきまり
●学校のきまり

●地域のルール
●学校のルール



●家庭のルール

春日部市自治基本条例には、 なにが書かれているの？

春日部市自治基本条例に書かれていることを調べました。



「前文を読むと、『住んでみたい、住み続けたいと思える魅力あるまち』が目標なんだね。」



「この中で一番大切なルールは、『みんなが共に考え、共に協力し、共に行動してまちづくりを進めること』だと思うな。」



「春日部市では、『市民が主役のまちづくり』を目指しているので、そのための市民、議会、市役所（執行機関）の役割を定めています。」



「ぼくたちにも、春日部市の市民としての権利や役割があるんだね。」

●自治の基本理念●

「第4条第1項 市民、議会及び執行機関は、暮らしやすいまちを築いていけるよう、それぞれの役割と責務（せきむ）を果たし、共に考え、共に協力し、共に行動してまちづくりを推進し、市民自治の実現を目指します。」

共に考え、
共に協力し、
共に行動する
まちづくり

市民 “まちづくりの主役”

コミュニティ活動など
まちづくりに取り組みます



●市民とは

まちづくりは、市内に住む人、市内で働く人、市内の学校に通う人、市内で活動する人、団体など、こどもから大人まで、みんなが協力して行う必要があります。そのため、条例では、「住民」に限らず、幅広く定義しています。

市民に
開かれた議会

選挙・
市民の願い

行政サービス
コミュニティ
活動への支援

選挙・市民の願い
市政に参加協力

議会 “市民の代表・ まちづくりの推進役”

市民の思いを市政に届けます



市役所の
仕事のチェック

市役所（執行機関） “市民を支える、 まちづくりの実行役”

市民の思いを市政にいかします



市政運営の
内容を説明

市民がまちづくりの主役になるためのルール

春日部市自治基本条例には、市民が主役になってまちづくりを行うための大切なルールが書かれています。それが、「情報共有」、「市民参加」そして「協働^{きょうどう}」です。

情報共有

まちづくりは、まちを知ることから始まります。



「まちづくりの主役になるには、自分たちのまちのことをよく知る必要があるね。」



「市民、議会、市役所が、まちの情報を伝え合って、隠^{かく}さないことを『情報共有』と言います。」



「一緒にまちづくりを行うためには、知っていることや感じたことをみんなに伝えないとね。情報共有はまちづくりの大切なルールだね。」



広報かすかべや市のホームページを見てみよう！

市民参加

春日部市の政治に、いろいろな方法で参加することができます。



「まちの政治を行っているのは議会や市役所だよ。ぼくたちの思いや願いをどう伝えたいのかな。」



「大人たちが選挙に行くのも市民参加のひとつかな。」



「条例には、もっといろいろな方法で春日部市の政治に参加できる、と書かれているよ。」



「将来のまちづくりの担^{にな}い手である君たちも、積極的にまちづくりに参加して意見を言うことができます。」

●こどもの権利●

「第5条第3項 こどもは、将来のまちづくりの担い手であることから意見は尊重され、まちづくりに参加することができます。」



自分たちのまちの課題を発見しよう！

協働

みんなが、お互いの得意分野をいかして一緒にまちづくりを進めます。



「わたしの住む地域では、公園を地域の人たちと市役所の人たちが一緒に掃除^{そうじ}してきれいになっているよ。」



「まちづくりは、議会や市役所だけでなく、町会、ボランティア団体^{エヌピーオー}（非営利団体）、企業などいろいろな団体がかかわっているんだね。」



「みんながそれぞれの持つ技術や知識、経験をいかして協力したら、もっといいまちになるね。」



「いろいろな団体が協力して地域の問題を解決することを『協働』の取組といいます。春日部市では、市民の活動を支援することで協働の取組を増やし、より暮らしやすいまちづくりを進めようとしています。」



みんなでまちを
きれいにしています

住民投票

春日部市の政治に参加する方法のひとつです。



「政治に市民が参加して意見を言っても、ときには市民同士で意見がまとまらないことがあるんじゃないかな。」



「そんなとき、学級会では多数決をするよね。」



「春日部市の重要なことについて、たくさんの市民の意見を直接聞く必要があるための、『住民投票』というしくみがあります。」



「だから、普段から情報共有や市民参加を進めて、市民同士がたくさん話し合うことが大切なんだね。」

●住民投票●

「第28条第1項 市長は、市政に係る重要事項^{じこう}について、住民の意思を把握^{はあく}する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。」



1票を大切に

わたしたちのまちづくりは、 となり隣のまちや世界と協力して進めます

春日部市自治基本条例には、隣のまちや世界との協力について書かれています。



「春日部市のまちづくりには、春日部市だけではできないことがあるのかな？」



「道路や川は隣のまちとつながっているよ。地震が起きたら、お互い助け合う必要があるね。」



「それに、地球温暖化などの環境問題は、春日部市だけの問題じゃないんだ。」



「春日部市には外国人がたくさん住んでいるから、世界のことも関係があると思う。」



「春日部市のまちづくりは、隣のまちと仲よく協力していくことが必要です。また、平和、人権、文化、環境などの世界的な問題に積極的に取り組むことが大切なのです。」



積極的にまちづくりに かかわってみよう!



- ◎自分の住んでいる地域のまちづくりに参加するには、どんな方法があるか探してみよう。
- ◎春日部市の市民参加の方法にはどんなものがあるか調べてみよう。
- ◎春日部市でまちづくりの活動をする団体にはどんなものがあるか調べてみよう。



春日部市のまちをつくるルール
わたしたちにもわかる

自治基本条例

発行●春日部市
編集●総合政策部政策課
平成22年4月



春日部市

年

組
